

会 議 録（公開部分）

会 議 名	平成30年度第5回野田市情報公開・個人情報保護審査会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	諮問事項 情報公開制度の運用の見直しについて（公開） ・パブリック・コメント手続の結果について
日 時	平成30年10月17日（水）午前9時30分から午前10時25分まで
場 所	市役所低層棟4階 職員控室
出席委員氏名	須賀 昭徳、遠藤 昭、高橋 澄江、松本 純子
欠席委員氏名	秦野 幹夫
事務局等	実施機関 今村 繁（副市長）、佐賀 忠（総務部長）、渡邊 宏治（総務課長）、寺門 洋行（総務課長補佐）、高谷 亮介（総務課庶務係主任主事） 事務局 佐賀 忠（総務部長）、渡邊 宏治（総務課長）、寺門 洋行（総務課長補佐）、高谷 亮介（総務課庶務係主任主事）
傍 聴 者	無し
議 事	
<p>平成30年度第5回野田市情報公開・個人情報保護審査会の会議結果（概要）は、次のとおりである。</p> <p>諮問事項 情報公開制度の運用の見直しについて（公開）</p> <p>事務局から資料について説明を受けた。</p> <p>遠藤委員 1ページの意見1(2)の意見の中で、審査請求、住民監査請求、部局への請願制度、議会への陳情制度の四つを挙げて、ばらばらの対応がされている実態があり、時には2部持参を要求されたり、時には1部持参すれば無料で写しを交付してもらえたり、と書いているが、この4制度の実際の運用はどうだったのか。</p> <p>渡邊課長 監査につきましては、請求人が控えを持参されればそれに受付印を押し、控えを持参されない場合でも希望があれば写しを提供したり、柔軟に対応しておりました。ただし、資料の添付がある場合では、資料までは写しを提供していないということでございます。議会では、数年前に陳情書の控えを持参され、これに押印してほしいというお願いがあった際、提出用と控えとが間違いなく同じものかどうかを確認する必要があり、しかしそれには時間が掛かるということで、議会事務局でコピーをしたものをお渡ししたということでございます。請願等では、各団体から市長に対する要望書を受け付けておりますが、これについては希望があれば、受付をした上、1枚目の表面だけの写しを交付したことがあるということでござい</p>	

す。また、情報公開制度の開示請求書については統一的に全員にコピーを取って渡しています。このように取扱いがばらばらでしたので、今回、希望があった場合には、確かに市が受けたということの証として、1枚目のコピーだけをお渡しするように統一しようと考えてございます。

遠藤委員 議会においては、これまでは全部をコピーして渡していたのが、今度からは表面1枚だけということになると、「サービス」という言葉が妥当かどうかは別にして、サービスが低下するような気がするのだが、このことについてどう考えるか。

今村副市長 議会の陳情書については、基本的に1枚、多くて2枚です。別添資料が付いていても通常は1、2枚です。実際に写しの交付の希望もそれほど多くないようですし、資料が付いてくること自体もほとんどないようですので、実質的にサービスの低下とはならないと考えております。

遠藤委員 では例えば住民監査請求の請求書は、1枚に限っているのか。複数枚の請求書は受け付けないのか。

今村副市長 住民監査の請求書は、2枚くらいになることが通常ですが、そのあとに資料がたくさん付いてきます。

遠藤委員 資料の写しまではいいと思う。ただ、今回配布されている資料によると、今後の運用としては、2枚の請求書の場合には、1枚目だけを写しを取って渡すのではないのか。議会も1枚で陳情してくればいいのだが、2枚、3枚となったときに、1枚だけの写しの交付ということになるのが、今までより扱いが悪くなったということにはならないか。

渡邊課長 各部局と調整した上で、そもそも提出者が必要であればご自身で用意していただくという考えがある中で、サービスとしては1枚目の表面だけとしております。

今村副市長 私個人としては、資料は除いて、請求書本体は全部の写しを作成し、渡すものだと思っていました。

渡邊課長 すみませんが、今の議論を踏まえまして、修正を加えさせていただければと思います。実際の資料を除いた請求書本体については、それほどの分量にもならないと思いますので、受付印を押した請求書本体の全部をコピーしたものを渡すという運用に修正させていただければと思います。

遠藤委員 分かった。しかし、私個人としては、自分でコピーしてもらってきて、それに受付印を押すという扱いが一番良いのではないかと思う。資料もコピーを持ってきてもらって、「資料も受け付けました」と受付印を押せばいいのではないか。私はそのような考えである。なぜかといえば、裁判所がそうであるためである。裁判所も自分の控えは自分で作成するということで、受付がされた証明が欲しいのであれば、書記官に自分の持ってきた控えに受付印を押してくださいということをやっている。コピーを持参しない人は多いのか。

高谷主任主事 28年度と昨年度の審査請求案件では、郵送による審査請求を除いた5名の審査請求人のうち、1名でした。その方は窓口で審査請求書を記入し、そのまま提出しようとしたので、控えが必要であれば1階のコピー機でコピーしてきていただければ、そちらにも受付印を押しますと伝えたとこ、実際にコピーして提出されました。

松本委員 そういうふういきちんと言って、コピーして持ってきてもらったら1番いいのではないか。

今村副市長 審査請求ではそうしていたのですが、ほかでは希望があればこちらで写しを取っていた所がありますので、どうしてやめたのかと言われて審査請求に合わせましたというふうにするのは、中々やりにくいと思っています。

遠藤委員 手書きのものは別として、今はパソコンで作成しているので、2通打ち出せばいいだけで簡単なような気もする。

今村副市長 やはり議会は慎重にやりますので、手書きのものはもちろん、手書きではなくても、同じものを控えとして持ち帰っていただくため、議会事務局の職員が自分でコピーしてお渡しする。何かしらの悪意で少しでも違っていたらというような心配もあるので、「相違ない」という意味を込めて役所として間違いなく受付印を押すのであれば、コピーが一番安全であるという観点もあります。

須賀会長 ほかに意見や異議はあるか。

(ほかに意見や異議無し)

須賀会長 では、先ほどの部分で申立書等の本体については複数あっても、受付印を押して全部コピーして渡すというように修正するほかは、事務局案のとおり決定する。以上で、当審査会に、平成30年2月2日付けで諮問された情報公開制度の見直しについての審議が全て終了し、決定した。今回の修正案の内容をもって答申することを決定してよろしいか。

(異議無し)

須賀会長 答申書については休憩を挟み、会長が作成するということでよろしいか。

(異議無し)

須賀会長 答申書の作成のため、暫時休憩とする。

【暫時休憩】

須賀会長 再開する。今配布した答申案について、この内容で答申してよろしいか。

(異議無し)

須賀会長 それでは、承認を頂いたので答申を行う。

須賀会長が答申を行う。

須賀会長 以上で第5回野田市情報公開・個人情報保護審査会を終了する。

以上